

○筑波大学におけるネットワーク管理に関するガイドライン

平成 18 年 3 月 16 日
学術情報メディアセンター

筑波大学におけるネットワーク管理に関するガイドライン

(趣旨)

このガイドラインは、筑波大学の計算機資源・ネットワーク資源を用いて学内ネットワーク及びインターネットに接続された情報システムを管理するにあたって遵守すべきガイドラインを定めたものである。

(ネットワーク)

ネットワークとは、主にコンピュータを接続し、通信を行うための仕組みをいう。ネットワークは、自律しており、独自の運営方針、利用制限及び管理体制を持つものである。1つのネットワークが、複数の組織にまたがって運用される場合も含まれる。

(ネットワークの管理)

ネットワークの管理とは、次に掲げる事項をいい、ネットワークの利用者を管理するものではない。

- IPアドレスを割り当てること。
- ドメイン名を割り当てること。
- WWWサーバ、メール・サーバ、ニュース・サーバ、名前サーバ、遠隔ログイン、ファイルサーバ、プリントサーバその他のネットワークを通じてサービスを提供するサーバを維持すること。
- 上記のサーバが動作しているコンピュータで特権利用者の権限で作業を行なうこと。
- イーサネット、ATM、無線ネットワーク、その他これに類する通信媒体を管理すること。
- その他、上記に類する行為。

(ネットワーク管理者)

ネットワークを運用している組織によって、上記のネットワークの管理を行う権限を付与された職員又は職員で構成する委員会をネットワーク管理者と呼ぶ。

(公正な管理)

ネットワーク管理者は、ネットワークを管理するにあたっては、公平・公正でなければならない。

(セキュリティの維持)

ネットワーク管理者は、その管理下にあるネットワーク及びサーバのセキュリティを維

持するため、必要と認めるときは、機器若しくはソフトウェアの更新又は設定の変更を行うものとする。

ネットワーク管理者は、その管理下にあるコンピュータ及び管理しているネットワークに接続されたコンピュータのセキュリティが破られた事実を知ったときは、別に定めるところにより、直ちに関連する管理者に連絡するとともに、関連する管理者と協力して、速やかにセキュリティを回復しなければならない。

(不正アクセスの遮断)

ネットワーク管理者は、その管理下にあるコンピュータ及び管理しているネットワークに接続されたコンピュータにおいて、不正アクセスが行なわれている事実を知ったときは、別に定めるところにより、直ちに関連する管理者に連絡するとともに、関連する管理者と協力して、速やかに不正アクセスを遮断しなければならない。

(通信の秘密の保持)

ネットワーク管理者は、その管理しているネットワークで行われる通信内容を利用者の承諾なしに見てはならない。ただし、セキュリティを維持することを目的とするパケットフィルタリング並びに電子メールの本文におけるウィルスの検査及び除去については、この限りでない。

ネットワーク管理者は、当該ネットワークにおける通信の秘密の保持に努めなければならない。ただし、ネットワークの管理上必要と認められるときは、次に掲げる事項に限り作業を行うことができる。この場合において、ネットワーク管理者は、利用者に事前又は事後に説明を行うものとする。

- 通信エラーの解消
- 不正アクセスの追跡
- セキュリティの保全
- 機器の故障・交換等に備えたバックアップ

(守秘義務)

ネットワーク管理者は、業務遂行上知り得た個人の情報を漏らしてはならない。ネットワークの管理業務を離れた後においても、同様とする。また、第三者が知り得る状態に置いてはならない。

守秘すべき内容は、次のようなものがある。

- 電子メールの内容
- 個人のファイルの内容
- アクセス記録、通信記録、個人に関連した統計情報
- パスワード

- 対話的な利用における通信内容
- その他、上記に類似のもの

(ネットワークの利用制限)

ネットワーク管理者は、次に掲げる場合、ネットワーク又はサーバの利用を制限することができる。利用を制限する場合は、利用者に説明を行うものとする。

- 通信エラーを解消する必要がある場合
- セキュリティを維持する必要がある場合
- 不正アクセスを遮断する必要がある場合
- 教育の観点から、他に有効な手段がなく、緊急に対応する必要がある場合

(責任の範囲)

ネットワークを相互に接続する場合は、責任の範囲について明確に定めなければならない。

相互接続に関連して問題が生じた場合、ネットワーク管理者は、互いに協力して速やかに問題を解決しなければならない。

ネットワーク管理者は、上記のネットワーク管理に関する責任を負う。ただし、「筑波大学における情報システム利用に関するガイドライン」などで定められている、本来利用者が負うべき責任をネットワーク管理者が代わって負うことはない。

ネットワーク管理者は、ネットワーク管理の具体的な作業を行う者に、本ガイドラインを遵守するよう指導しなければならない。

(法令等の規定に基づく行為)

公共の安全と秩序の維持のため、法令等の規定に基づく行為に係る対応については、ネットワーク管理者は、所属する組織の長等と協議し行うものとする。